

平成 24 年 5 月 31 日

各 位

プリヴェ企業再生グループ株式会社
代表取締役 (CEO) 松村 謙三
(JASDAQ・コード番号 4233)
問合せ先 取締役 辻 一馬
(TEL : 03-6230-0150)

ストック・オプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を金銭の払込を要することなく発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役 4 名に新株予約権を割当てて承認を求める議案を、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 4 期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

本新株予約権につきましては、当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的として、職務執行の対価として、新株予約権を金銭の払込を要することなく発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領等

(1) 新株予約権の割当を受ける者
当社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 5,980,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

(3) 新株予約権の総数

59,800 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という) は 100 株とする。ただし、上記 (2) に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。）に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日以降、株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日以降、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の権利行使または自己株式移転の場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新規発行または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から10年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利の譲渡、質入その他の処分および相続は認めない。ただし、取締役会で承認した場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(7)の規定により新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ その他の取得事由については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 新株予約権の公正価額
- 新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算定する。
- (12) その他細目事項
- その他新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

(注) 上記の内容につきましては、平成24年6月28日に開催予定の第4期定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上